

# 指導調査における主な指摘事項

## I 医療分野

### 1. 学則等の内容に関する事項

- 事例なし。

### 2. 変更申請及び届出手続き並びに定期報告等に関する事項

- 事例なし。

### 3. 教員に関する事項

- 科目「心理学」を教授する教員について、調書に「教育心理学第一分野修了」とあるが、それを証する書類がないことが確認された。  
については、教授させるに相当と判断するための根拠資料を早急に確認し整備すること。

### 4. 学生又は生徒に関する事項

- 合格判定について、「入試要領」に記載があるものの「入試規程」に記載がないので記載すること。

### 5. 授業に関する事項

- 補講の実施について、実施した際の実施記録がないことが確認された。  
補講については、通常の授業と同様のものであることから、日時、教員名、対象学生名等内容を記録できるものを作成すること。
- 修学規程において「追試験と再試験は、授業時間とは別に指定された時間に実施する。」と定めているところ、鍼灸学科の授業において中間試験で不合格となった学生を他の学生と分け、正規の授業時間の一部を使い再試験を実施していたことが確認された。

については、修学規程に沿って授業を実施するよう養成施設内で周知徹底すること。

#### 6. 成績評価及び履修認定に関する事項

- 事例なし。

#### 7. 施設設備に関する事項

- 事例なし。

#### 8. その他養成施設の適正運営のため必要な事項

- 一部の教員について、出勤簿の押印漏れが見受けられた。  
これらの記録は学生の授業の実施等を確認する重要な書類であることから、確実に記録すること。

## II 生活衛生分野

#### 1. 学則等の内容に関する事項

- 事例なし。

#### 2. 変更申請及び届出手続き並びに定期報告等に関する事項

- 事例なし。

#### 3. 教員に関する事項

- 1教員の1週間当たりの担当授業時間数は、原則として18時間以内とすることとされているが、18時間を超過している教員が確認されたので、改善すること。
- 栄養士法施行規則第9条第5号において、別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の助手のうち二人以上は管理栄養士であることとされているが、管理栄養士である

専任の助手が一人であることから、管理栄養士の数を満たすよう所要の措置を講じる  
こと。

- 教員採用時には、当該教員が担当する教育内容に関する教育研究等の業績が確認で  
きる書類を取得すること。
- 専任の助手3人のうち1人について、当該助手は大学以外の養成施設を卒業した者  
であり、管理栄養士の資格を有しておらず、栄養士法施行規則第9条第9号における  
専任の助手の要件を満たしていないことから、当該要件を満たす者が3人以上となる  
よう所要の措置を講じること。

#### 4. 学生又は生徒に関する事項

- 入学等定員を超えての入学は、学習環境の悪化につながる要因となることから、  
定員遵守に向けて早急に検討すること。

#### 5. 授業に関する事項

- 栄養士の免許申請の際に提出する履修証明書について、栄養士養成施設で用いてい  
る科目の名称が施行規則の教育内容に対応したものと明示されていないため、施  
行規則の教育内容に対応したものと明示すること。
- 栄養と健康及び栄養の指導における教育内容が変更されているが、これに係る変更  
承認申請が行われていないことから、当該変更について速やかに承認申請を行うこと。  
また、履修証明書が現在の教育内容に対応していないことから、所要の修正を行う  
こと。

#### 6. 成績評価及び履修認定に関する事項

- 事例なし。

#### 7. 施設設備に関する事項

- 臨床栄養実習室について、備えるべき機械・器具である「標本及び模型」が備えられていないので、当該実習室に常備すること。

## 8. その他養成施設の適正運営のため必要な事項

- 事例なし

# Ⅲ 福祉系分野

## 1. 学則等の内容に関する事項

- 追試験及び再試験について、「学生のしおり」には規定されているものの、学則に規定されていないので、規定すること。  
また、追試験及び再試験の解釈が逆転しているため、再度整理のうえ、内規等で定めること。
- 学則において学費を規定しているが、費用のうち「演習費」は授業料に含まれることから修正すること。
- 再実習について、実施されていることが確認されたが、その実施根拠となる規定がないので、学則または細則に規定すること。
- 医療的ケアの基本研修を修了した学生に対して発行する「基本研修修了証明書」の発行規程を整備すること。
- 入学資格に関する規定中にある学校教育法関係の表記が、学校教育法改正前の旧規定の条項となっているので早急に修正すること。
- 学則に「位置」を明示すること。
- 学則等において、「本校において定められている各教科・科目をすべて履修し、すべてを修得しなければならない。」とあるが、学則等やその他の規程に、この各教科・科目が定められていないので、早急に規定すること。

- 学則等で定める単位数及び教育課程が、現行の単位数及び教育課程と一致していないため、早急に改正すること。
- 学則等に養成課程、履修方法が明記されていないため、早急に規定すること。

## 2. 変更申請及び届出手続き並びに定期報告等に関する事項

- 校舎各室の用途及び面積に変更がある場合は、授業開始となる6ヶ月前までに変更承認申請が必要であるが、実際に施設を確認したところ、科目「医療的ケア」を実施する場所が新設されており、変更承認申請書が未提出であった。  
については、早急に変更承認申請書を提出すること。
- 主務省令に定める事項に変更があったときは、変更があった日から1ヶ月以内に届出が必要であるが、学則（他科の定員、カリキュラム、文言）、教務主任、専任教員、介護実習施設及び実習指導者に変更があるにもかかわらず、変更届が未提出であった。  
については、変更届が必要となるので、早急に提出すること。
- 授業の実施状況について、授業時間数が不足していたにもかかわらず、学則等に定める授業時間数を報告しているため、実際の実施時間数を報告すること。

## 3. 教員に関する事項

- 領域「人間と社会」の科目編成主任としている専任教員1名について、介護教員講習会が未修了であることから資格要件を満たしていないので、領域「人間と社会」の科目編成主任として資格要件を満たす他の教員を充てること。
- 非常勤職員について、各科目を教授するに相当と判断できる資格証や学位記の写し等の根拠資料を徴していないことが確認されたので、教員調書の添付資料として徴すること。

## 4. 学生又は生徒に関する事項

- 入学試験の合格基準について、年度によって流動的であることから、ベースとなる基準を明文化すること。

- 入学資格の審査について、入学資格を確認するため、入学志願者に対して、高等学校卒業証明書等大学に入学できることを証する書面を提出させることと規定されているところ、高等学校卒業証明書等の書類を徴していないものや単位の履修証明書のみ徴したものが確認された。  
については、当該学生の高等学校卒業証明書等を徴し、確認すること。

- 入学者の選考について、「書類選考により学長が許可する」と規定されているところ、今後、定員を超える出願が無いとは言い難いことから、これらを考慮した上で、別途一定の基準を設けることを検討すること。

## 5. 授業に関する事項

- 学則に規定した科目の授業時間数を実施していないので、不足している授業時間数について、補講を実施すること。
- カリキュラムの内容について、開講していない科目があるので、削除整理し、学則の変更届を提出すること。
- 担当教員が不在で学生等だけで自習をさせていた時間、又は当該科目担当教員以外の監督のもとで自習させていた時間を授業としていたので、自習とした授業時間について補講を実施すること。
- 領域「人間と社会」における一部の科目について、授業内容を確認したところ、領域の目的として適当でない学校行事が含まれていたため、内容の見直しを行うこと。
- 「介護福祉基礎」の授業時間内の一部において、内科健診を実施していたことが確認された。  
このような学校行事は授業として認められないので含めないこと。
- 介護福祉士養成施設としての授業について、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発

第 0328001 号) 」別添 2 の 8 ( 4 ) において、合併授業については講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいてこれを行って差し支えないこと。ただし、領域「介護」に係る授業については認められないこととされている。

授業の実施状況を確認したところ、領域「介護」に係る合併授業の実施及び授業内容として認められないものが確認されたので、シラバスを含め授業内容を見直すとともに、結果的に不足となる授業時間数については、補講の措置を講ずること。

- 教務日誌には、実際の授業開始時刻及び終了時刻を記載すること。
- 介護実習 I にかかる評価表において、証明年月日や実習指導者欄の記載漏れが確認された。  
評価表は生徒を評価するうえで重要な根拠資料であることから、内容に不備がないか確認すること。
- 介護実習について、実習の評価が 5 段階中「1」となった場合に再実習が必要となる旨を生徒に説明しているとのことであったが、作成している「実習の手引き」等にその記載がないことから、記載し周知すること。
- 介護実習について、実習担当教員による定期的な巡回指導が実施されているとのことであったが、その記録がなかったため、巡回実施記録を作成し管理すること。
- 授業の実施状況と教員の出勤簿を突合したところ、出勤簿の押印漏れや出勤簿上休暇となっている状況が散見された。  
講義日誌及び学生出席簿にて授業の実施は確認されたが、この相違は授業を実施していないと判断されることもあることから、職務実態に即した出勤簿に修正し、授業の実施状況と突合すること。
- 「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328002 号)(以下「設置運営指針」という。)において、各実習施設における実習計画は、当該実習施設との連携の下に定められることとされているが、一部の施設において、実習計画を立てずに実習生と連携が図られていない

事案が見受けられたので、実習計画の策定に当たっては、実習施設と連携を図り、事前に策定すること。

- 設置運営指針において、相談援助実習指導を実施する際には、実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うことに留意することとされているが、実習における評価に当たっては、実習生が自己評価を行っておらず、実習指導担当者の評価のみとなっていることから、実習生本人に自己評価をさせた上で、当該評価についても考慮すること。

## 6. 成績評価及び履修認定に関する事項

- 学生等の出席時間数を把握・管理できていなかったため、学則等で規定した必要な出席時間数を満たさない学生に対して履修認定又は単位認定していたので、補講を実施のうえ、再度履修認定又は単位認定すること。
- 卒業試験について、教務規程において実施することとされているが、現在は実施していないとのことであった。  
については、教務規程の内容を実態に合うよう整備すること。
- 進級学級及び卒業判定会議の資料について、その根拠となる学生の出席状況が各教員任せとなっており、資料が保管されていない。  
については、根拠資料は履修の認定等における重要なものであり、学校全体で情報を共有し把握すべきであることから、会議録に根拠資料を添付したうえで適切に保管すること。
- 実習について、学生便覧及び実習要領に再実習に関する規定がないことから、学則又は規程等に明記すること。
- 介護実習の評価について、AからEまでの5段階評価となっている一方で、学則には優・良・可・不可の4段階となって相違がみられる。  
については、再度確認し評価方法を統一すること。

## 7. 施設設備に関する事項

- 事例なし。

## 8. その他養成施設の適正運営のため必要な事項

- 教員の出勤簿については、打刻の漏れや押印について確認する等適正に管理すること。
  
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日厚生労働省令第2号）において、入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報を開示することとされており、その内容については、設置運営指針別表2の内容以上とされているが、同表に掲げる情報のうち、開示されていない項目があったので、全ての項目について情報を開示するとともに、インターネットにより開示した情報についても定期的に更新すること。